

子育て支援施策の充実に関する提言

平成24年5月18日

全国知事会

子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けては、国と地方の適切な役割分担のもと、国と地方で十分に議論を尽くした上で、子育て家庭に対する政策を総合的に推進していくことが必要である。

このため、以下の内容について提言する。

- 子ども・子育て新システムについては、現在、国会において、「子ども・子育て支援法案」など3法案が審議されているが、本制度改革は、地方が責任を持ち、地域の実情に応じて自主的に取組むための抜本改革である点に十分注意を払いながら、社会全体での子ども・子育て支援体制の確立を早急に進めること。

また、地方負担分への財政措置を含め必要となる財源の確保を確実に行うとともに、法成立後は速やかに、自治体をはじめとした関係者に対して、適切・的確な情報提供及び十分な説明、協議等を行うこと。

- 子ども・子育て新システム関連法案において、恒久化や拡充などが図られることとされている次の施策等については、必要な財源を確保した上で、地方の実情を踏まえた制度改正等を早急に図ること。

【小規模保育や家庭的保育、事業所内保育】

- ・待機児童の多い地域、人口減少地域など地域の実情に応じた保育を確実に提供できる制度にするとともに、財政支援を実施すること。

【ファミリー・サポート・センター事業】

- ・地域の実情に応じて実施することが可能となるよう、子育て支援交付金の人数要件の撤廃など要件緩和を行うこと。

【放課後児童クラブ】

- ・補助基準額の引き上げなど実態に応じた費用を保障する仕組みにするとともに、国庫補助における人数要件の撤廃などにより小規模クラブにおいても、安定的な運営ができるようにすること。

【妊婦健康診査】

- ・妊娠中の適切な母体管理を図るため、必要な回数の健康診査を受けられるよう、市町村に対する財政支援を恒久的なものにするなど、必要な措置を講じること。

- 保育サービス等の充実や児童虐待防止対策の強化、東日本大震災に伴う子どものこころのケア等、安心こども基金を活用して行われている、地方の実情に応じた子育て支援施策が途切れることのないよう、国として支援を継続すること。